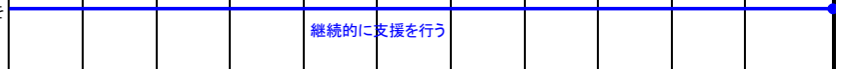
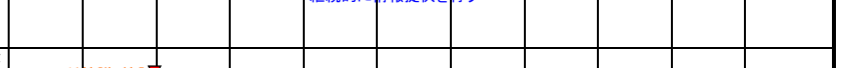
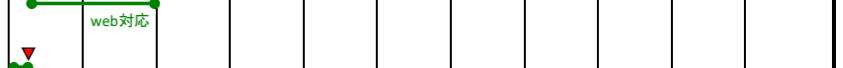
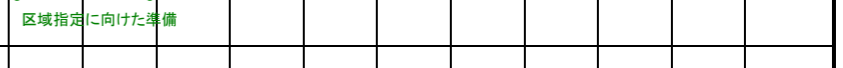
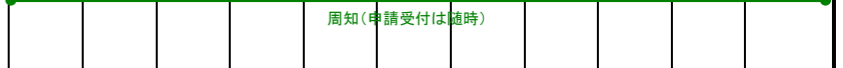
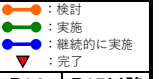


【水災害対策プラン進捗管理（一覧表）】江尾江川（2 / 3）

施策名	機関	施策内容	進捗状況	現在までの進捗状況	施策実施に係る課題	課題への対応方針 今後の予定	スケジュール														
							R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15以降				
①-13 道路の適切な維持管理	富士土木	雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、道路排水施設における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。	継続的に実施	・グレーチングのつまりや側溝内部の土砂等堆積状況について、パトロール等で確認を行い適切な維持管理に努めている。 ・江尾地区の側溝や暗渠の堆積した土砂の撤去を行った。	-	・必要な排水機能を確保するため、引き続きパトロール等で状況を確認しつつ、必要に応じて清掃等を実施する。 ・状況を把握するため、定期的な現場確認等が必要となる。 ・引き続き、地元からの要望、道路側溝等の巡視や現地調査により、浚渫を行うなどの適切な維持管理に努める。 ・適切な維持管理に必要となる人員の確保を行う。															
	富士市 (道路維持課)		継続的に実施																		
①-14 貯留施設の適切な維持管理	富士市 (河川課) (農政課)	貯留機能を保全し江尾江川下流域での浸水被害を軽減するため、既存調整池における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。	継続的に実施	・調整池の確認・点検を実施した。(R6.5、R6.9) ・地区上流域にある貯留施設において、堆積土砂及び流木撤去を実施予定。(愛鷹調整池R7.2完了、万騎沢調整池R7.1完了)	・調整池状況を把握するため、巡視等に係る人員確保が困難。	・引き続き、地元からの要望、巡視や現地調査により、浚渫を行うなどの適切な維持管理に努める。 ・適切な維持管理に必要となる人員の確保を行う。															
①-15 農地の保全・維持 (流出抑制・湛水防除)	富士市 (農政課) [富士農林]	・河川等への雨水流出を抑制することにより農地における湛水量の軽減と住宅地域からの雨水流入量を確保できるよう、農地を適切に保全、維持する。 ・更なる雨水流出を抑制するため、台風等の豪雨が予想される際の農地における事前取水停止や事前排水等を検討する。	継続的に実施	・揚水機場の圧送ポンプは土地改良区役員により管理されており、大雨が想定される場合は圧送ポンプの運転を止め、水田への送水を事前に停止するよう、土地改良区へ継続して要請している。	・ポンプの適切な管理を継続するため、管理者を継続的に確保する必要がある。 ・ポンプの運用について、土地改良区及び耕作者の理解が必要となる。	・引き続き、適切なポンプの運転管理と、管理者の継続的な確保を土地改良区に対してお願いしていく。															
①-16 森林の保全・維持 (浸透能力の向上)	富士市 (林政課) [富士農林]	・江尾江川上流部からの雨水流出や土砂流出を抑制し、河川氾濫や住宅地域での内水被害を軽減するため、森林を適切に保全、維持する。	継続的に実施	・富士市森林整備計画に基づく、整備対象面積10,136haのうち令和5年度末時点での民有林間伐面積8,383ha完了。	・森林の整備を進めるにあたり、林業就業者の高齢化に加え、就業者の慢性的な不足が続いているため、新たな担い手の確保が喫緊課題である。 ・本市の人工林の多くが本格的な利用期を迎えているが、木材価格の低迷などにより森林整備が進んでいない。	・今後も、計画的に森林整備を推進し、雨水や土砂の流出抑制を促進するとともに、地域の安全性の向上を図る。 ・森林環境譲与税を活用して、私有林等の森林整備を推進し、森林資源の循環利用を図る。															
①-17 新たな流域対策の掘り起こし	本協議会構成員 (全員)	・本プランに基づき、各種関係団体の取組状況の進捗を把握するとともに、新たな流域治水に係る取組についても掘り起こしを進める。	継続的に実施	・河川水位状況等の把握や水防活動のため、河川管理道への通路設置を地区から要望を受けたことから、公園管理者の承諾を得て、地先公園から江尾江川へ至る通路を設置した。(令和6年3月完了) 江尾江川への階段：富士土木 公園部出入り口設置：富士市河川課	・住民が利用するため、安全について配慮する必要がある。 ・常に通路及び出入口が使用できるように、管理する必要がある。	・安全利用について説明・周知をする。 ・関係各課や住民により、維持管理をする。															
2.被害対象を減少させるための対策																					
②-1 立地適正化計画における防災指針に基づく取組の推進	富士市 (都市計画課)	・立地適正化計画の居住誘導区域等における防災対策・安全確保策を定めた「防災指針」に基づく取組を推進する。	継続的に実施	・近年、激甚化・頻発化する自然災害への対応にあたり、立地適正化計画へ「防災指針」を位置付けるために、庁内検討委員会や市民懇話会、地域別説明会を開催し、学識者や商工、建築、防災等の各分野の代表者、市民等からの意見聴取を行い、令和6年3月に立地適正化計画を改定した。	・市民・開発事業者等に対して、計画の内容を効果的に周知する必要がある。	・ウェブサイトや広報紙等の掲載、パネル展示を行い計画内容の周知を図る。 ・今回の改定により、新たに設定した誘導区域への緩やかな居住誘導を図るとともに、防災指針の取組として位置付けた「江尾江川水災害対策プラン」に基づく取組を推進する。 ・今後、概ね5年ごとに成果を検証し、立地適正化計画の見直しを図る。															
②-2 住宅の浸水防止のための住宅改良に関わる資金借受けの利子補給	富士市 (住宅政策課)	・「富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金制度」を活用し、住宅地盤の嵩上げへの支援を行う。	実施中	・本補助金の交付対象は、①浸水住宅改良工事(地盤改良や盛土等)②被災後の住宅の建設や購入 ③被災後の住宅の修繕としている。補助金の交付実績は②と③のみ ・静岡県東部地震(平成23年3月15日発生、最大震度6強)に伴う交付の実績以降、申請はない(同地震における交付は令和3年度で完了している) ・本制度に関する問合せは、年間1~2程度 ・令和5年度に補助金のチラシを作成し、防災に関するイベントで配布	・各自で浸水住宅改良工事を行い、災害に備えることを周知しているが、認知不足が懸念されるため、更なる周知活動が必要だと思われる。 ・住宅地盤の嵩上げは、住宅の建替え、新築に合わせて実施することが多いため、対象工事を実施すると初期費用が高額となってしまう。	・補助金の認知度向上に向け、周知の工夫(防災イベント等でのチラシ配布、雨水浸透・貯留施設設置費補助金などの関係補助金と合わせた周知など) ・浸水想定区域内の住民に向けた地盤改良や盛土等の必要性の周知 ・補助制度の見直しの検討															
3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策																					
③-1 洪水浸水想定区域図の作成・公表・区域の指定	富士土木	(江尾江川の洪水浸水想定区域図を令和4年6月に公表済み。)	実施中	・令和4年6月30日に江尾江川の洪水浸水想定区域図を公表済み。	-	・洪水浸水想定区域の指定については、令和6年度中の指定に向け準備を進めている。															
③-2 雨水出水浸水想定区域図の作成・公表	富士市 (河川課)	・雨水出水による浸水リスクを周知するため、下水道区域内における雨水出水浸水想定区域図を作成し公表する。	実施中	・令和5年6月に雨水出水浸水想定区域図を公表し、富士市ウェブサイトに掲載した。 ・防災アプリ「防災ふじ」に掲載した。 ・電子地図を活用した情報配信サービス「ふじタウンマップ」に掲載した。 ・ハザードマップの作成に合わせ、2分割から4分割に細分化及びファイルサイズを変更し、利便性の向上を図った。	・特になし	・特になし															
③-3 宅地建物取引業団体等への水害リスク情報提供	富士土木 富士市 (建築土地対策課) [防災危機管理課] [河川課]	・不動産購入者や居住者等に対して水害リスクを周知するため、宅地建物取引業団体等へ水害リスク情報を提供する。	実施中	・土地利用承認・開発許可申請時において、意見書に水害リスクについて把握するよう代理人(設計者)を通して周知している。許可件数 0件 ・土地利用・開発相談時においても水害リスクについて把握するようハザードマップ等の周知に努めている。	-	・継続していく															
③-4 水害ハザードマップの作成・公表	富士市 (河川課) [防災危機管理課]	・浸水範囲や浸水深、避難場所や情報伝達方法等を表示したハザードマップの作成、配布を行う。	実施中	・県の公表した洪水浸水想定区域図の確認ができるよう、サイトにリンク先を掲載した。 ・洪水予報河川及び、水位周知河川のハザードマップを作成し、対象地域への全戸配布を完了するとともに、対象地区のまちづくりセンターにおいて、配布を行っている。 ・雨水出水浸水想定区域図のハザードマップを作成し、富士市ウェブサイトに掲載及びふじタウンマップに掲載した。 ・内水ハザードマップの配布用として、印刷物を作成した。	・電子媒体での利用促進を図る必要がある。	・パンフレットの配布や住民等にお知らせするなどにより、電子媒体での利用促進を図る。 ・内水ハザードマップは、電子媒体での展開とするため全戸配布は実施しないが、防災アプリ「防災ふじ」や市ウェブサイトを通じて周知する。															
③-5 マイ・タイムライン等の普及・周知	富士市 (防災危機管理課) [東部地域局]	・「わたしの避難計画」(マイタイムライン)の目的や効果、作成方法等の周知を行い、作成を呼びかけるとともに、作成のためのワークショップ等の支援を行う。	継続的に実施	・毎年開催している富士市防災セミナー(R6.5実施)や、防災啓発イベント「ふじBousai2024(R6.11実施)」等において風水害を取り扱い、富士市で発生した水害や避難方法等の説明や、「マイタイムライン」の重要性等を啓発した。	・市内でも家屋浸水被害等の水害が複数の地区で発生していることから、住民1人1人が大雨時の行動を考えておく必要性の更なる周知が必要。	・防災講座等の場面において風水害時の行動を啓発する。併せて、洪水ハザードマップ(逃げどきマップ)や、防災アプリ「防災ふじ」を活用し水害リスクの周知及びマイタイムラインの必要性を啓発していく。 ・令和7年度中には、わたしの避難計画の作成様式を全戸配布する予定。															



【水災害対策プラン進捗管理（一覧表）】江尾江川（3 / 3）

施策名	機関	施策内容	進捗状況	現在までの進捗状況	施策実施に係る課題	課題への対応方針 今後の予定	スケジュール															
							R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15以降					
③-6 出前講座の開催	東部地域局 [富士土木]	<ul style="list-style-type: none"> 水害リスクの理解促進を図るため、出前講座を開催する。 児童や生徒を通じた家庭への啓発を図るため、水害や避難に関して、教育関係者等を対象とした出前講座を開催する。 	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> 管内の高等学校や特別支援学校等を対象に出前講座を実施しており、令和6年度については91回（富士土木事務所管内では20回）の出前講座を開催した。（令和7年1月10日現在） 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に出前講座を実施し、水害への対応について啓発を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度は、最終的に100回（富士土木事務所管内では24回）の出前講座を実施予定。 令和7年度も、学校や市町職員、地域住民を対象とした出前講座を実施していく。 																
	富士市 (防災危機管理課) [河川課]		継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> 住民・児童を対象とした防災講座の場において風水害を取り扱い、地域・自宅で想定される水害リスクや避難方法等について説明を行った。 講座実施対象：地区防災会議、小中学校、保育園、福祉施設等 	<ul style="list-style-type: none"> 配布済みのハザードマップ（逃げどきマップ）の活用方法の普及が引き続き必要。 水害リスクを把握していても、避難行動につなげていない住民もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に関する知識や、市などから配信される防災情報の入手手段についても、正しい認識を持ってもらえるよう、継続して防災講座を実施し、更新情報の周知を図る。 																
③-7 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・支援	富士市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> 各施設を所管する福祉、保健部局や教育委員会と連携し、対象施設に避難確保計画の作成を働きかける。 施設が実施した訓練の報告を依頼し、必要に応じ訓練への助言又は指導を行う。 	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> 公表済みの洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成を働きかけた。 令和6年富士市地域防災計画に記載の施設（浸水想定区域内の施設289施設の内、286施設が計画作成済み） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設を所管する各部局から、対象施設への働きかけが不十分な状況にある。新規施設等の情報共有にも課題あり。 今後、その他河川の浸水想定区域内の施設に対しても、避難確保計画作成の働きかけが必要になるが、対象施設数が膨大になることが予想され、計画の作成が進まない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成率が100%になるよう、新規対象施設に対し計画作成の働きかけを行う。また、庁内の役割分担・連携体制を検討する。 																
③-8 災害時避難行動要支援者の避難行動・避難生活の安全を図るための「個別避難計画」作成・支援	富士市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者のうち、家族等の避難支援が得られない者や家族だけでは避難が困難な者に対し、災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の活動を想定した具体的な個別避難計画を、福祉部局、福祉専門職及び自主防災組織と連携し作成する。 	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の個別避難計画作成の推進 防災アプリ「防災ふじ」を用いた避難行動要支援者の避難の支援体制の構築を推進 アプリの利用状況（R7.1時点）> 総ダウンロード数：12,171件、登録済みの要支援者数：606人、支援者数：779人 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者を地域で支援する体制の整備 モデル地区から市全域への施策の拡大 福祉部局と連携した福祉専門職への協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 個別避難計画の作成だけでなく、避難行動要支援者の避難支援体制を整えるため、引き続き防災アプリ「防災ふじ」の周知・浸透を図っていく。 																
③-9 河川の水位観測器及び河川監視カメラの設置と観測情報等の提供	富士土木	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫や溢水が生じやすい河川に水位観測所を設置し、出水時の水位監視を行う。 水位観測情報を速やかに住民に伝達する方法について検討する。 	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> 江尾江川には、権田給槽に危機管理型の水位計、約200m上流に河川監視カメラを設置している。 水位計及び監視カメラの情報は、「SIPOS-RADAR」で公開している。 水位計は、毎月観測データをとりとめ、異常値やデータの欠損がないことを確認している。 監視カメラは、毎年専門業者による点検を実施している。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、水位計や監視カメラが常に機能するよう点検等維持管理を行う。 																
	富士市 (河川課) [防災危機管理課]		実施中	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に設置した簡易水位計（地区内水路6か所）の実証実験を実施し、地区にウェブ版での公開をした。 利用促進及び操作方法の周知のため、地区へ操作説明書の全戸配布を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常の動作確認や不具合に対応する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 業者と連携し、不具合等の対応を図る。 メーカーにアプリ開発を依頼していたが、開発が困難となったことから、ウェブ版のみの公開とする。 	<ul style="list-style-type: none"> アプリ等開発 ウェブ公開 操作説明資料配布 															
③-10 主要幹線道路の冠水情報提供体制構築	富士土木	<ul style="list-style-type: none"> 主要幹線道路における車の水没や、通行止めに伴う交通渋滞の発生を抑制するため、冠水状況をカメラにて監視し、SNS等にて道路規制情報の提供を行う。 	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月の豪雨により江尾地区周辺の広い範囲において道路冠水が発生したことを受け、県と市が連携し速やかに交通規制を行うよう、江尾地区周辺の交通規制のあり方について検討し、マニュアルを作成した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 冠水発生時には、作成したマニュアルに基づき、市や地元水防団と協力し交通規制を実施する。 一般への情報提供については、SNS等を活用し、速やかに情報発信していく。（令和6年度は冠水実績なし） 																
	富士市 (道路維持課)		継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> 道路冠水を監視するため、令和6年度に監視カメラを江尾地区に1台追加した。令和5年度に設置した江尾団地南側カメラと合わせて、当地域では2台運用している。 降雨時の道路規制情報を市公式SNSで発信している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市道百原沼津線は、主要幹線道路であるため、冠水状況の確認と雨の予報等を参考にしながら、交通規制を実施する判断を行う必要がある。 県道三島富士線の交通規制が生じた場合などは、地区内で交通遮断が生じることになるため、県等と綿密な連携体制を取る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制マニュアルの作成 1台設置 1台追加 																
③-11 土のうステーション整備・運営	富士市 (河川課)	<ul style="list-style-type: none"> 河川等からの溢水を緊急的に抑制するため、住民等が即時利用できる土のうを常備する「土のうステーション」の設置、運営（土のう数の確認、補充等）を行う。 	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> 過去の浸水被害により、水防分団、地域住民の水防に対する意識が高まったことにより、近隣に共用の土のうを保管している。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害の範囲が広いことや、対応までの時間を短縮する必要があることから、地域住民より、土のう置き場の増設が必要との意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の整備状況を踏まえ、水防分団、住民に必要箇所等の協議を行いながら、既存の土のう置き場の適正な維持管理と、新たな土のう置き場の設置について、検討していく。 																
③-12 備蓄資材の拡充、水防倉庫の改修・整備、土のう作成等の訓練実施	富士市 (河川課) [防災危機管理課]	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄資材の洗い出しを行い、必要資材や数量が不足する場合の補填を行う。 水防資材を保管する水防倉庫の設置や改修を行う。 出水時に迅速、的確に対応できるよう、関係機関で水防訓練を実施するとともに、住民や企業等の訓練を支援する。 	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> 水防分団倉庫内の資機材点検を適宜行うとともに、資材等の不足が確認された場合には、随時、補充等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨今の浸水状況を踏まえた設備への更新を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 水防活動に寄与するよう、水防団の要望を踏まえながら、引き続き、資機材配備を充実させていく。 																
③-13 自治会・水防団による防災訓練の実施	富士市 (河川課) [防災危機管理課]	<ul style="list-style-type: none"> 水防団・自主防災会・自治会等との連携により、水防工法の習得や連絡体制の強化を図り、地域の防災力を向上させる。 	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> 地区と水防団の連絡体制強化を図るため、水防分団に地域防災訓練への参加を依頼した。 地域の防災力向上を図るため、地域の防災訓練での土のう作成等の指導を水防団が行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地区の地域防災訓練は、9月、12月の市一斉防災訓練に合わせて実施することが多いため、同時に対応するための派遣団員等の確保に課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各地区の自主防災会からの要望などを受けながら、水防分団に地域防災訓練への参加を依頼する。 																
③-14 緊急排水用ポンプの運用	富士市 (河川課)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地域における内水を緊急的に排除するため、水防団等が排水用ポンプで県及び市管理河川への排水を行う。 	実施中	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨による浸水被害が予想されたため、市の他部署で保有する、汎用可搬式排水ポンプを借用し、緊急排水を実施した。（R6は3回実施） 河川災害用の可搬式排水ポンプをR7.3に導入予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水ポンプ運用には、設置方法などの課題があることから、緊急時の実施に向けた支援業者等との協議を行う必要がある。 地区や水防団と調整をして、設置位置や運用について確認する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区や業者と協議・連携をして、それぞれのポンプの運用方法を確立していく。 																

